

# 令和 7 年度水質検査計画

羅臼町

# 目 次

- 1 水質検査の基本方針
- 2 羅臼町水道事業の概要
- 3 河川流域及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 検査項目・頻度
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査の方法及び実施状況の確認
- 8 試料の採取及び運搬方法
- 9 水質検査計画と水質検査結果の公表
- 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
- 11 関係者との連携
- 12 別添資料 原水及び浄水採水地

水質基準と検査実施における方針

水質検査表

## 1 水質検査の基本方針

水道法において、水質基準は 51 項目設定されており、全国一律の水道水質の確保を基本としています。その上で地域特性や効率性を踏まえ、検査の一部省略や回数の減など柔軟な運用を行うことが認められています。そして、水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道事業者は水道水質検査計画の策定と公表が義務づけられており、水道水の安全性の確保と水質検査の信頼性の確保などについても明記することが求められています。

水道水質検査計画は、令和 7 年度に実施する水道水の水質管理のために行う検査及び水源の現況を把握するために定めたものです。

本町の水道事業は、羅臼川、陸境川、クアマベツ川、の 3 つの河川を水源としています。

それぞれの浄水処理や水道施設の維持管理を適正に行い、安全で良質な水道水を供給するとともに、水源から浄水場、給水栓に至るまでの各ポイントでの定期的な水質検査を実施し水道水の安全性を確認しております。

今後も利用者の皆様に、安心して利用していただける体制を継続してまいります。

## 2 羅臼町水道事業の概要（上水道）

### (1) 浄水場施設・給水区域等概要

浄水場名	湯の沢浄水場
水源名称・種別	羅臼川水系羅臼川 表流水
計画給水人口	4,114人
水利権	4,191 m <sup>3</sup> /日
給水能力	4,066 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域	幌萌地区の一部から海岸町地区
浄水処理	薬品沈殿、急速濾過、塩素消毒
浄水使用薬品	凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)、 アルカリ剤(ソーダ灰)、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

#### 湯の沢浄水場系統

羅臼川水系羅臼川の取水堰堤で表流水を取水し、沈砂池を経て、自然流下で

#### 湯の沢

浄水場へ送られ浄水後に自然流下で配水しています。

## (2) 浄水場施設・給水区域等概要

浄水場名	峯浜浄水場
水源	陸志別川水系陸境川 表流水
計画給水人口	159人
水利権	316 m <sup>3</sup> /日
給水能力	316 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域	峯浜地区
浄水処理	緩速濾過、塩素消毒
浄水使用薬品	消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

### 峯浜浄水場系統

陸志別川水系陸境川の取水堰堤で表流水を取水し、自然流下で峯浜浄水場へ送られ浄水後に自然流下で配水しています。

### (3) 浄水場施設・給水区域等概要

浄水場名	岬浄水場
水源	クアマベツ川水系クアマベツ川 表流水
計画給水人口	247人
水利権	170 m <sup>3</sup> /日
給水能力	170 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域	岬町地区(モセカル地区を除く)
浄水処理	緩速濾過、塩素消毒
浄水使用薬品	消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)

#### 岬浄水場系統

クアマベツ川水系クアマベツ川の取水施設で表流水を取水し、自然流下で岬浄水場へ送られ浄水後に自然流下で配水しています。

### 3 取水河川流域及び水道水の状況

湯の沢浄水場取水地点、峯浜浄水場取水地点は国有林内。岬浄水場取水地点は、町有地内(山林)で環境及び水質に恵まれた水源を持つ本町の浄水場ですが、下記項目に注意しながら河川水を取水し適切な浄水処理を行っておりますので水質検査結果も水質基準を充分満たしており、安全で良質な水道水を供給しています。

#### (1) 水系別原水の汚染要因による注意すべき項目

水 系	羅 白 川	陸 境 川	クアマベツ川
原水の汚染要因	降雨・融雪等による高濁水・鉱物性色度及び大腸菌の発生 クリプトスボリジウム発生	降雨・融雪等による高濁水及び大腸菌の発生 クリプトスボリジウム発生	降雨・融雪等による高濁水及び大腸菌の発生
水質管理上注意すべき項目	濁度及び残留塩素 凝集剤の適正注入量	濁度及び残留塩素	濁度及び残留塩素

## (2) 浄水場使用薬品及び資機材からの由来による注意すべき項目

使用薬品	注 意 す べ き 事 項
凝集剤(PAC)	アルミニウム
消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)	臭素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある。) 塩素酸(次亜塩素酸ナトリウム保管中における塩素酸濃度の増加がある。)

## 4 検査地点(位置図は別添資料参照)

### (1) 給水栓水

浄水場毎に給水区域が分かれているが、配水管がほぼ一直線になつてゐるため各1か所にて水道法に基づく1日1回の色、濁り、消毒の残留効果検査を行います。

### (2) 浄水場の入口(原水)

浄水場毎に、流入原水の検査を行います。

### (3) 浄水場の出口(配水)

湯の沢浄水場、岬浄水場について浄水場内、峯浜浄水場については送水管より濁度の連続測定を行います。

#### (4) 水源

取水を行っている水系毎に、取水施設及び取水地点の巡視を行います。

#### 5 検査項目・頻度 (取水を行っている水源及び各水系給水栓)

##### (1) 検査項目

水質基準項目は全項目(51項目)と水質管理目標設定項目の内 PFOS(ビーフォス)及びPFOA(ピーフォア)の水質検査を行います。また、1日1回行う項目(色・濁り・消毒の残留効果)についても検査を行います。

原水のクリプトスピリジウム・ジアルジア汚染の危険性把握の観点から指標菌、クリプトスピリジウム・ジアルジアの検査を行います。

原水のクリプトスピリジウム及びジアルジアの合計個数が1回の検査時に10個以上検出された場合に限り、濾過池と連続監視の浄水濁度計の有効性を確認するため、浄水に関してクリプトスピリジウム・ジアルジアの検査を行います。

##### (2) 検査頻度

給水栓及び原水における水質検査は、以下のとおり行います。

- 1) 給水栓における水質基準項目(水質検査表(1)～(6)参照)
  - ア) 法に基づく水質検査表の項目 No.1,2,11,38,46～51 の検査は毎月1回行い No.10,21～31,33,34,40 の検査は3ヶ月に1回行います。

イ) 法に基づく水質検査表のうち、過去3年間の濃度が基準値の1/10以下の場合、また、過去の結果の濃度が1/2以下で諸要件を満たし省略可能な項目については、3年に1回まで検査頻度を減らすことが出来ます。

ウ) 法に基づく水質検査表の色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

エ) 水質管理目標設定項目のペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査は1年に1回行います。

## 2) 流入原水における水質基準項目

法に基づく水質検査表(1)の項目No.1,2,11,38,46,47,49~51の検査は年1回行います。

No.21~31,48以外の全項目検査は年1回行います。

## 3) クリプトスボリジウム指標菌(水質検査表(8)参照)

原水のクリプトスボリジウム・ジアルジア汚染の危険性把握の観点から指標菌を年1回、取水河川におけるクリプトスボリジウム・ジアルジアについて年1回の検査を行います。

但し、峯浜浄水場の原水については、原水のクリプトスボリジウム・ジアルジア汚染の危険性把握の観点から指標菌を月1回、取水河川におけるクリプトスボリジウム・ジアルジアについて年4回の検査を行います。

## 6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような状況で水質基準に適合しないおそれがある時に法に基づく水質検査表(1)の項目 No.1,2,10,37,45,~51 の検査並びに水質基準に適合しないおそれのある項目について行います。

- (1)原因不明の色及び濁り、異臭が生じるなど原水水質が悪化したとき。
- (2)浄水工程に異常があったとき。
- (3)配水区域内において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4)その他特に必要があると認められるとき。

## 7 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査は、水道法20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた機関で、外部精度管理を受けて一定の基準を満たしている下記業者に委託で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け、結果の確認を致します。

(参考)

令和6年度水質検査委託機関

札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

## 8 試料の採取及び運搬方法

### 1) 試料の採取方法

試料の採取は、事業体の職員が指定された採取方法により試料容器に採取し、採取日・採取地点・採水者・残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容します。

### 2) 試料の運搬方法

試料の運搬は、事業体が指定した場所から検査施設まで検査機関の指定した運搬業者等により、所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。

## 9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、羅臼町役場窓口及び羅臼町ホームページにて閲覧できます。

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は羅臼町役場窓口及び羅臼町ホームページにて閲覧できます。

## 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

上水道、簡易水道の系統ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

## 11 関係者との連携

本町は水道水の安全を確保していくため、河川管理者等と連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

## 12 別添資料

原水及び浄水採水地

水質基準と検査実施における方針

水質検査表

発行・問い合わせ先

羅臼町建設水道課

〒086-1892

目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL 0153-87-2163 FAX 0153-87-2916



法令に基づく水質検査  
水質検査表 水質基準と検査実施における方針

番号	項目	基準値	検査頻度		検査実施頻度 (回/年)	設定理由等
			検査基本頻度	検査省略頻度		
色	異常でないこと	毎日	毎日	毎日	365	法令に基づき1日1回
濁り	異常でないこと	毎日	毎日	毎日	365	法令に基づき1日1回
残留塩素	0.1mg/L以上	100個/ml以下	月1回	月1回	365	法令に基づき月1回
1 一般細菌	100個/ml以下	月1回	月1回	月1回	12	法令に基づき月1回
2 大腸菌	検出されないこと	月1回	月1回	月1回	12	法令に基づき月1回
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	年1回	3年に1回	1	法令に基づき3ヶ月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
9 垂硝酸対塩素	0.04mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	年4回	4	法令に基づき3ヶ月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
11 硝酸塩素及び垂硝酸対塩素	10mg/L以下	年1回	3年に1回	12	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
15 1・4ジオキサン	0.05mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回
16 シスー1・2-ジクロロエチレン及びトランスー1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
21 塩素酸	0.6mg/L以下	年1回	3年に1回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	年1回	3年に1回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	年1回	3年に1回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	年1回	3年に1回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	年1回	3年に1回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
26 臭素酸	0.01mg/L以下	年1回	3年に1回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下	年4回	年4回	4	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	年1回	3年に1回	4	(消毒に次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用)	(消毒に次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用)
29 プロモジクロロエタン	0.03mg/L以下	年1回	3年に1回	4		
30 プロモホルム	0.09mg/L以下	年1回	3年に1回	4		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	年1回	3年に1回	4		
32 垂鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回

法令に基づく水質検査  
水質検査表 水質基準と検査実施における方針

番号	項目名	基準値	検査頻度		検査実施頻度 (回/年)	設定理由等
			検査基本頻度	検査省略頻度		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回(凝集剤にPACを使用)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	年1回	1年1回～3年1回	12	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1ヶ月に1回
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	年1回	3年に1回	1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	年1回	3年に1回	1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	月1回	月1回	12	法令に基づき1ヶ月に1回
39	カルシウム・マグネシウム(硬度)	300mg/L 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			4	過去3年間の結果が5分の1以上であるため1年に4回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
42	ジエオミシン	0.00001mg/L 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下			1	流域には停滞水が流入していないから省略可能であるが性状確認等のため1年に1回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			1	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
45	フェノール類	0.005mg/L 以下			1	過去3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが性状確認のため1年に1回
46	有機物等(全有機炭素量(TOC)の量)	3mg/L 以下			12	法令に基づき1ヶ月に1回
47	PH値	5.8以上8.6以下			12	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
48	味	異常でないこと			12	過去の結果原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが安全確認等のため1年に1回
49	臭気	異常でないこと	月1回	月1回	12	法令に基づき1ヶ月に1回
50	色度	5			12	
51	濁度	2			12	

水質管理目標設定項目

水質検査表

番号	項目名	基準値	検査頻度		検査実施頻度 (回/年)	設定理由等
			検査頻度	検査省略頻度		
1	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン(PFOA)	PFOS及 PFOA の量の和として 0.00005 mg/L 以下(暫定)	年1回		1	水質基準項目に準じて検出状況を把握し、水道水管線上留意すべき項目として給水栓に対し1年に1回行う
2	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	PFOS 及 PFOA の量の和として 0.00005 mg/L 以下(暫定)	年1回		1	水質基準項目に準じて検出状況を把握し、水道水管線上留意すべき項目として給水栓に対し1年に1回行う
3	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS 及 PFOA の量の和として 0.00005 mg/L 以下(暫定)	年1回		1	水質基準項目に準じて検出状況を把握し、水道水管線上留意すべき項目として給水栓に対し1年に1回行う



## 水質検査表

(豊浜簡易水道)

今5年度水質検査計画	基準値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数										定期水質検査実施月																
		過去の検査結果等					過去の検査結果					検査回数																
		最高値	基準値の1/5 以下	基準値の 1/10以下	水質等の変 更の有無		最高値	基準値の1/2 以下	規則第15条 第1項第4号 を勘案		1ヶ月に1回 以上	3ヶ月に1回 以上	1年に1回以 上	3年に1回以 上	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 一般細菌	100個/ml以下	1			無		1				○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 大腸菌	検出されないこと	不検出			無		不検出				○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003		○	無		<0.0003	○	○																			
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005		○	無		<0.00005	○	○																			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○																			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○																			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○																			
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002		○	無		<0.002	○	○																			
9 亜硝酸対塩素	0.04mg/l以下	<0.004		○	無		<0.004	○	○																			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○																				
11 亜硫酸塩素及び亜硝酸対塩素	10mg/l以下	0.2		○	無		0.2	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06		○	無		0.06	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02		○	無		<0.02	○	○							○												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002		○	無		<0.0002	○	○							○												
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○							○												
16 ジースー1・2-ジクロロエチレン及びトランヌー1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○							○												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○							○												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○	無		<0.0005	○	○							○												
19 トツクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○	無		<0.0005	○	○							○												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○	○							○												
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06		○	無		<0.06	○								○												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○								○												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002		○	無		0.002	○								○												
24 シクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.001		○	無		0.001	○								○												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001		○	無		<0.001	○								○												
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○								○												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002		○	無		0.002	○								○												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○								○												
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001		○	無		<0.001	○								○												
30 プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001		○	無		<0.001	○								○												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003		○	無		<0.003	○								○												
32 鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.015		○	無		0.012	○	○							○												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01		○	無		<0.01	○	○							○												
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下																											

水質検査表  
(埠簡易水道)

令和5年度水質検査計画	基準値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数										定期水質検査実施月																			
		過去の検査結果等					過去の検査結果																								
		過去3年間の検査結果等				最高値	基準値の1/5以下	基準値の1/10以下	水溶等の変更の有無	最高値	基準値の1/2以下	規則第15条第1項第4号を勘案	1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 一般細菌	100個/ml以下	0			無	0				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2 大腸菌	検出されないこと	不検出			無	不検出				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	○	無	<0.0003	○	○				○																				
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	○	無	<0.00005	○	○				○																				
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○	○				○																				
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○	○				○																				
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○	○				○																				
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.005	○	無	<0.005	○	○				○																				
9 垂直酸対塗素	0.04mg/l以下	<0.004	○	無	<0.004	○	○				○																				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
11 亜硝酸塩素及び亜硝酸対塗素	10mg/l以下	0.15	○	無	0.13	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	○	無	<0.05	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02	○	無	<0.02	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	○	無	<0.0002	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	○	無	<0.0005	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
16 シスター1・2ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○	○				○																				
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	○	無	<0.0005	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	○	無	<0.0005	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.006	○	無	<0.006	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	○	無	<0.001	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	○	無	<0.003	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.014	○	無	0.014	○	○			○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	○	無	<0.01	○	○			○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	○	無	<0.01	○	○			○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004	○	無	0.003	○	○			○									○	○											